

利益相反の申告と開示に関する重要なお知らせ

日本生理学会では日本生理学会の制定した利益相反指針にもとづき、本年度以降、学会大会や各地方会での発表における演題登録や日本生理学雑誌への投稿に際し、著者全員の利益相反の有無を申告し、また、抄録原稿の末尾に利益相反状態を開示していただくことになりました。発表内容に関係する企業・組織または団体との利益相反状態が、以下の基準を満たす項目がある場合には本学会の定める様式を用いて自己申告していただく必要があります。利益相反状態があっても、基準を満たすものがひとつもなければ申告様式を提出する必要はありません。

なお、大会の英文抄録は The Journal of Physiological Sciences の Supplement に、各地方会の抄録は日本生理学雑誌にそれぞれ掲載されますが、演題登録時に利益相反のチェックは済んでいますので、これらの雑誌への掲載に際し、あらためて申告書式を提出する必要はありません。ただし、利益相反状態の有無にかかわらず、抄録の最後に「利益相反 なし」あるいは「利益相反 申告済み」のいずれかを明記してください。

1. 1つの企業・団体からの報酬が年間 100 万円以上であるとき
2. 1つの企業からの株式の利益が年間 100 万円以上であるとき、あるいは当該株式の 5%以上を保有しているとき
3. 企業・団体から支払われる特許使用料が 1 件につき年間 100 万円以上であるとき
4. 1つの企業・団体からの講演料が年間合計 50 万円以上であるとき
5. 1つの企業・団体からの原稿料が年間合計 50 万円以上であるとき
6. 1つの企業・団体からの研究経費を共有する所属部局（講座、分野あるいは研究室など）に支払われた研究費・助成金などの年間総額が 200 万円以上であるとき
7. 1つの企業・団体からの奨学寄付金を共有する所属部局（講座、分野あるいは研究室など）に支払われた奨学（奨励）寄付などの年間総額が 200 万円以上であるとき
8. 企業などからの寄付講座に所属しているとき
9. 利益相反状態にある 1つの企業等からの旅費・贈答品からの受領が年間 5 万円以上であるとき

利益相反状態の自己申告書は、学会大会や各地方会を担当する事務局において保管・管理してください。また利益相反指針で定める本学会の理事や役員は就任時に利益相反の有無を指定された様式で申告する必要があります。この申告様式は日本生理学会事務局で保管することとします。

利益相反委員会委員長 蔵田 潔